

## 6 ダイオキシン類

### (1) 環境基準・規制基準

資料 6 -1 ダイオキシン類に係る環境基準

種 類	環 境 基 準
大 気	0.6pg TEQ/m <sup>3</sup> 以下 (年平均値)
水 質 (水底の底質を除く)	1 pg TEQ/L 以下 (年平均値)
水底の底質	150pg TEQ/g 以下
土 壤	1,000pg TEQ/g 以下

- 1 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 2 水質の汚濁(水質の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 3 水質の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 4 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

資料 6 -2 ダイオキシン類に係る排出基準

排ガスに係る特定施設及び排出基準

(単位: ng TEQ/m<sup>3</sup>)

種 類	施 設 規 模	新設施設 基準	既設施設 基準	
			H13.1 ~ H14.11	H14.12 ~
廃 棄 物 焼 却 炉 (焼却能力 50kg/時以上)	4t/時以上	0.1	80	1
	2t/時以上 4t/時未満	1		5
	2t/時未満	5		10
製 鋼 用 電 気 炉		0.5	20	5
鉄 鋼 業 焼 結 施 設		0.1	2	1
亜 鉛 回 収 施 設		1	40	10
アルミニウム合金製造業		1	20	5

新設施設は、平成 12 年 1 月 15 日以降に設置したもの

排水に係る特定施設及び排出基準

(単位: pg TEQ/L)

特定施設の種類	排出基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸塩パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設</li> <li>・ カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設</li> <li>・ 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設</li> <li>・ アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設</li> <li>・ 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設<sup>注1)</sup></li> <li>・ カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設</li> <li>・ クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設及び廃ガス洗浄施設</li> <li>・ 8・18 ジクロロ 5・15 ジエチル 5・15 ジヒドロジンドロ[3・2 b:3'・2' m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット)の製造の用に供する施設のうちニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設</li> <li>・ アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設<sup>注1)</sup></li> <li>・ 亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設</li> <li>・ 廃棄物焼却炉(火床面積 0.5m<sup>2</sup>以上又は燃焼能力 50kg/時以上のものに限る)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設<sup>注2)</sup></li> <li>・ 廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設</li> <li>・ PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設</li> <li>・ 上記の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設</li> <li>・ 上記の施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設</li> </ul>	10

注1) 及び注2) の既設施設は、ダイオキシン類対策特別措置法の施工後3年間(平成15年1月14日まで)暫定基準値(20pg TEQ/L 及び 50pg TEQ/L)が適用されていた。

廃棄物処理に係るばいじん等の処理基準

区 分	施設
ばいじん，燃え殻等を埋立処分することのできる基準	3ng TEQ / g <sup>注1)</sup>
廃棄物最終処分場の放流水に係る水質排出基準	10pg TEQ / L

注1) セメント固化，薬事処理，酸抽出を行っているものは基準を適用しない。

(2) 測定結果

資料6-3 ダイオキシン類濃度の環境測定結果

	区分	調査地点	調査機関	年度	検体	濃度範囲	年平均値	環境基準		
環境大気 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	一般環境	永利小学校 (永利町)	旧川内市	13	1	-	0.019	0.6		
		川内南中学校 (平佐町)	旧川内市	15	2	0.011~0.039	0.025			
			薩摩 川内市	16	2	0.043~0.066	0.055			
	発生源 付近	水引小学校 (水引町)	旧川内市	13	1	-	0.017			
				14	2	0.011~0.014	0.013			
				15	2	0.029~0.30	0.1645			
			薩摩 川内市	16	2	0.049~0.091	0.070			
	沿道	国道3号線 (御陵下町)	鹿児島県	13	4	0.0049~0.034	0.017			
				14	4	0.010~0.024	0.019			
				15	4	0.012~0.031	0.018			
				16	4	0.0082~0.037	0.017			
	公共用水域 (pg-TEQ/L)	一般環境	川内川 (小倉)	旧川内市	13	1	-		0.15	1
					14	1	-		0.37	
15					1	-	0.082			
薩摩 川内市				16	1	-	0.11			
隈之城川 (母合橋)			旧川内市	13	1	-	0.50			
				14	1	-	0.49			
				15	1	-	0.10			
				薩摩 川内市	16	1	-	0.094		
地下水 (pg-TEQ/L)	一般環境	鹿児島県	大小路町	16	1	-	0.024	1		
			東郷町斧淵	14	1	-	0.036			
				16	1	-	0.036			
			樋脇町塔之原	13	1	-	0.033			
				15	1	-	0.040			
			入来町浦之名	14	1	-	0.038			
			祁答院町下手	14	1	-	0.023			
				15	1	-	0.029			
			里町里藺上	14	1	-	0.023			
			上甕町平良	14	1	-	0.021			
			下甕町手打	14	1	-	0.030			
鹿島町藺牟田	14	1	-	0.042						

	区分	調査地点	調査機関	年度	検体	濃度範囲	年平均値	環境基準	
土壌 (pg TEQ/g)	一般環境	永利小学校 (永利町)	旧川内市	13	1	-	0.74	1,000	
		川内南中学校 (平佐町)	旧川内市	14	1	-	0.054		
				15	1	-	0.053		
		鹿児島県	市比野小学校 (樋脇町)	薩摩 川内市	16	1	-		0.24
					13	1	-		0.26
			大宮神社 (入来町)	鹿児島県	13	1	-		1.3
					13	1	-		0.14
			舟倉児童公園 (東郷町)	鹿児島県	13	1	-		0.28
					13	1	-		0.28
			祁答院中学校 (祁答院町)	鹿児島県	14	1	-		0.38
	14				1	-	0.11		
	里小学校 (里町)	鹿児島県	14	1	-	0.14			
			14	1	-	0.14			
	平良小学校 (上甌町)	鹿児島県	14	1	-	0.053			
			14	1	-	0.053			
発生源 付近	水引小学校 (水引町)	旧川内市	13	1	-	0.66			
			14	1	-	0.55			
		薩摩 川内市	15	1	-	0.11			
			16	1	-	0.65			

(鹿児島県測定分 資料：鹿児島県環境管理課)

資料 6 -4 ダイオキシン類濃度の自主測定結果（薩摩川内市内の各クリーンセンター）

排出状況

測定項目	年度	川内 クリーンセンター	上甑島 クリーンセンター	下甑 クリーンセンター	鹿島 クリーンセンター	排出基準 (処理基準)
排ガス (ng TEQ/m <sup>3</sup> )	12	0.69	0.21	2.000	16.000	5 (80)
	13	3.2	0.17	13.000	43.000	
	14	0.855	0.48	0.860	0.032	
	15	0.113	0.11	0.027	0.016	
	16	0.2035	3.3	0.17	0.038	
処理水(放流水) (pg TEQ/L)	12	0.049				10
	13	0.044				
	14	0.34				
	15	0.012				
	16	0.069				
飛灰 (ng TEQ/g)	12	*2.8	*1.1		*0.590	3 (セメント固化のため基準適用外)
	13	*8.1	*0.51		*0.150	
	14	*3.7	*0.58	*0.700	*0.300	
	15	*0.815	*1.4	*0.0000077	*3	
	16	*1.8	*1.5	*0.34	*1.8	
焼却灰 (ng TEQ/g)	12	0.026	*0.038		2.300	3
	13	0.044	*0.074		0.054	
	14	0.0168	*0.046	0.0062	0.0055	
	15	0.0064	*0.036	0.35	0.017	
	16	0.000095	*0.033	0.026	0.0016	

1 平成9～11年度の測定値は、コプラナーPCBを含まない。

2 ( )内の排出基準は、平成14年11月以前の暫定排出基準

3 \*印については、平成12年1月14日以前に設置された施設で、セメント固化、薬剤処理等を行っている施設については、飛灰、焼却灰の基準は適用されない。

周辺環境の状況（川内クリーンセンター）

測定項目	測定地点	年度	測定値	環境基準
環境大気 (pg TEQ/m <sup>3</sup> )	工場棟屋上	13	0.069	0.6
		14	0.032	
		15	0.010	
		16	0.035	
	最終処分場調整池横	13	0.06	
		14	0.027	
		15	0.0088	
		16	0.025	
公共用水域 (pg TEQ/L)	平川橋・越下橋中点 (小倉川)	13	0.13	1
		14	0.30	
		15	0.088	
		16	0.11	
土壌 (pg TEQ/g)	小倉グランドゴルフ場	13	0.43	1,000
		14	0.34	
		15	0.25	
		16	0.12	
	最終処分場調整池横	12	2.1	
		13	2.0	
		14	0.81	
		16	0.72	

平成11年度の測定値は、コプラナーPCBを含まない